議案第248号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和６年12月11日

福岡市長　高　　島　　宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

１　損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
[redacted]	円 447,781
[redacted]	283,740

２　事件の概要

令和５年４月15日午後６時40分頃、相手方[redacted]氏が、市内西区今宿東三丁目44番１号付近の市道を相手方[redacted]氏所有の軽乗用自動車で走行中、当該市道の路面の舗装が破損していたため、当該車両の通過により当該舗装が剥離し、これにより生じた段差に当該車両の車輪が落ち込み、その衝撃で相手方[redacted]氏が負傷するとともに、当該車両が破損して、損害が生じたものである。